

一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の閉じこもりや地域からの孤立を防止し、住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、介護予防、閉じこもり予防及び健康づくりを行う高齢者の居場所として、一宮市おでかけ広場事業実施要綱に基づくおでかけ広場（以下「おでかけ広場」という。）を設置・運営する住民、法人、団体等に対し、備品の購入及び施設の改修に要する経費の一部を補助することにより、高齢者同士又は世代間の交流並びに介護予防及び健康づくりを推進することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、個人、町内会、地域づくり協議会、ふれあい・いきいきサロン、商店、企業、介護保険事業所、病院・診療所、寺院、その他権限に基づきおでかけ広場を設置し、占有することができるもので、次条に規定する補助対象事業を実施するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、おでかけ広場に認定済、若しくは申請中であり、次の各号のいずれにも該当する活動を実施し、運営するものとする。

(1) 市内の集会所、空き家、空き店舗その他の建物等のうち、利用の対象となる全ての者が気軽に利用でき、かつおでかけ広場に供される部分が他の事業の用に供される部分と明確に区分されている常設又は仮設のスペースで活動するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 専ら特定のサークル活動を行うためのもの

イ 一宮市おでかけ広場事業実施要綱第3条第2項第1号から第4号に掲げる活動と認められるもの

(2) 利用の対象となる者に市内に居住する65歳以上の高齢者が含まれており、総利用人員が年間平均で1月あたり延20人以上利用されるものであること。

(3) 原則として月2回以上かつ1回あたり1時間以上実施すること。

(4) 活動が自主的かつ安全に行われるよう、利用者の世話をを行う者の常駐等、適切な人員配置を行うこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当するもので、その区分及び範囲は、別表のとおりとする。

(1) おでかけ広場の設置及び運営に当たり必要なもので、利用者の利益に資するもの

(2) おでかけ広場の活動に使用するもの

(3) その他補助対象経費として市長が認めるもの

2 補助金の交付により購入した備品は、おでかけ広場事業以外の目的に使用することはできない。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 備品購入費の補助金の額は、3万円を上限とし、同一対象に対する補助金の交付は1回限りとする。

(2) 改修費の補助金の額は、5万円を上限とし、同一対象に対する補助金の交付は1回限りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、備品購入費の補助金を交付申請するときは購入前、又は、改修費の補助金を交付申請するときは工事着工前に市長に提出するものとする。

(1) 見積書（内訳が分かるもの）

(2) 改修等施工前の現場写真（改修費の補助金の交付申請をする場合に限る。）

(3) 承諾書（改修費の補助金の交付申請をする場合に限る。）（様式第2号）

2 市長は、予算の範囲内において、前項の交付申請を先着順で受け付ける。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知において交付に係る条件を付することができる。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者は、当該交付決定通知を受けた後において、交付申請の内容を変更するときは、一宮市居場所づくり整備事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に変更内容の分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、一宮市居場所づくり整備事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該申請した者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条又は第8条第2項の交付決定通知を受けた申請者は、備品を購入したとき、又は、施設の改修が完了したときは、速やかに一宮市居場所づくり整備事業補助金完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

(1) 備品購入費又は改修費の領収書

(2) 購入備品の写真又は改修等施工後の現場写真

(3) 補助金交付請求書（様式第7号）

2 申請者は、居場所の設置に係る補助対象事業が完了した年度（以下「完了年度」という。）及び完了年度の翌年度が終了したときは、1か月以内に一宮市居場所づくり整備事業実施報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条第1項の規定により実績報告が提出されたときは、速やかに内容を確認し、申請者に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、その取り消しに係る補助金について既に交付されているときは、返還を求めることができる。

- (1) 補助金を交付の目的外に使用したとき
- (2) 備品購入を取りやめ、又は改修を中止したとき
- (3) 補助金交付2年以内に改修した施設を使用しなくなったとき
- (4) 補助金に関する申請、報告又は居場所の運営等について不正な行為があったとき
- (5) 補助金交付後2年以内に居場所の運営を取りやめたとき
- (6) 補助金の交付により購入した備品をおでかけ広場事業以外の目的に使用したとき

(二重補助の禁止)

第12条 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付をうけてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項については、一宮市補助金等交付規則(昭和37年一宮市規則第18号)に定めるほか、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費の区分及び範囲

区分	補助対象経費の範囲
1 備品購入費	机、椅子、血圧計、CDラジカセ、DVDプレーヤー、液晶ディスプレイ等の備品購入費用(ここでいう備品とは、その性質又は形状を変えることなく、長期間の使用、又は保存に耐え得るものをいう。)
2 改修費	手すりの取り付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、和式便器の洋式便器への取替、スロープの設置等の高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で施設を利用できるようにする改修費用(ここでいう改修費用の種類は、介護保険制度における居宅介護住宅改修費の基準を準用する。)

一宮市長

所在地（住所）
 申請者 団体・法人等名称
 （代表者）氏名
 電話番号

一宮市居場所づくり整備事業補助金交付申請書

年度において一宮市居場所づくり整備事業補助金を交付されるよう、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱第6条により、次のとおり申請します。

補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 購入備品名 <input type="checkbox"/> 改修工事名		
交付申請額	円		
使用・改修目的			
設置・改修場所	所在地		
	施設名		
経費の内訳	歳出	歳入	
	備品購入費・改修費	市補助金	その他
	円	円	円
活動内容			
利用（見込）人数	1日当たり 人、うち高齢者 人		
開催日・時間	毎週（ 曜日 時 分～ 時 分 ）		
世話人等	世話人・指導者・その他（ ）		
所有者の確認 （所有者本人が ご記入ください。）	上記施設を「おでかけ広場」として利用することを承認します。 住所 氏名		

（添付書類）

- （1） 見積書（内訳が分かるもの）
- （2） 改修等施工前の現場写真（改修費の補助金の交付申請をする場合に限る。）
- （3） 承諾書（改修費の補助金の交付申請をする場合に限る。）（様式第2号）

承諾書

年 月 日

所有者 住所
氏名
(管理者) 住所
氏名

下記の者が、改修を行うこと及び改修部分の原状回復義務を免除することを承諾します。
なお、この改修について、紛争が発生した場合は、所有者及び改修者双方で解決します。

記

改修者 団体・法人等名称
(代表者) 住所
氏名

1 改修する施設の所在地

2 改修する施設の名称

3 改修の内容

団体・法人等名称
(代表者) 所在地 (住所)
氏名

様

一宮市長

一宮市居場所づくり整備事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました 年度一宮市居場所づくり整備事業補助金の交付については、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので、通知します。

補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 購入備品名 <input type="checkbox"/> 改修工事名
補助金額	円
注意事項	次の場合は、補助金を返還していただきます。 (1) 補助金を交付の目的外に使用したとき (2) 備品購入を取りやめ、又は改修を中止したとき (3) 補助金交付後2年以内に改修した施設を使用しなくなったとき (4) 補助金に関する申請、報告又は居場所の運営等について不正な行為があったとき (5) 補助金交付後2年以内に居場所の運営を取りやめたとき (6) 補助金の交付により購入した備品をおでかけ広場事業以外の目的に使用したとき
不交付の理由	

一宮市長

所在地（住所）
 申請者 団体・法人等名称
 （代表者）氏名
 電話番号

一宮市居場所づくり整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付一宮高福指令第 号で交付決定のありました一宮市居場所づくり整備事業補助金に係る購入備品・改修の内容を変更したいので、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

変更理由及び 内容	当初計画		
	変更計画		
補助金額	変更交付申請額	円	
	交付決定済額	円	
	増減額	円	
経費の内訳	歳出	歳入	
	備品購入費・改修費	市補助金	その他
	円	円	円

（添付書類）

- （1） 変更内容のわかる書類

様式第5号（第8条関係）

一宮高福指令第 号
年 月 日

団体・法人等名称
(代表者) 所在地（住所）
氏名

様

一宮市長

一宮市居場所づくり整備事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度一宮市居場所づくり整備事業補助金の交付については、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定をしたので、通知します。

補助金額	交付決定額	円
	交付決定済額	円
	増減額	円
変更決定理由		

年 月 日

一宮市長

所在地（住所）
申請者 団体・法人等名称
（代表者）氏名
電話番号

一宮市居場所づくり整備事業補助金完了報告書

年 月 日付一宮高福指令第 号で交付決定を受けた 年度一宮市居場所づくり整備事業補助金に係る備品購入・改修工事を完了したので、一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の内容	<input type="checkbox"/> 購入備品名 <input type="checkbox"/> 改修工事名
交付申請額	円
使用・改修目的	
設置・改修場所	所在地
	施設名

（添付書類）

- （1） 備品購入費又は改修費の領収書
- （2） 購入備品の写真又は改修等の施工後の現場写真（撮影日のわかるもの）

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

一宮市長

所在地（住所）
申請者 団体・法人等名称
（代表者）氏名
電話番号

一宮市居場所づくり整備事業補助金交付請求書

一宮市居場所づくり整備事業補助金の交付を次のとおり請求します。

請求金額	円
交付指令年月日	年 月 日 一宮高福指令第 号
交付決定額	円
口座振込申請 銀行 信用金庫 農協	（あて先）一宮市会計管理者 普通 当座 （口座 番） フリガナ 口座名義人

一宮市居場所づくり整備事業実施報告書

年 月 日

所在地（住所）
 補助事業者 団体・法人等名称
 （代表者）氏名
 電話番号

一宮市居場所づくり整備事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

年度（ 完了年度・完了年度の翌年度 ）

	月	開催 日数	延参加者数	内訳		主な活動内容等
				65歳 未満	65歳 以上	
月別 利用 状況 等	4月	日	人	人	人	
	5月	日	人	人	人	
	6月	日	人	人	人	
	7月	日	人	人	人	
	8月	日	人	人	人	
	9月	日	人	人	人	
	10月	日	人	人	人	
	11月	日	人	人	人	
	12月	日	人	人	人	
	1月	日	人	人	人	
	2月	日	人	人	人	
	3月	日	人	人	人	
	計	日	人	人	人	